

○巻頭特集

「鹿児島県外来種対策総合戦略」の策定

県では、外来種対策に関する国及び本県の動向を踏まえ「鹿児島県外来種対策総合戦略」を2025年3月に策定しました。

本戦略では、特定外来生物に係る対策の優先度の考え方について整理するとともに、本県の外来種対策全般の施策についてとりまとめています。また、「指定外来動植物被害防止基本方針」と併せて、外来種対策を総合的に推進するものと位置付けています。

外来種対策に関する国及び本県の動向

県ではこれまで、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」(2019年4月)の制定や「指定外来動植物被害防止基本方針」(2019年10月)の策定など、外来種対策に取り組んできました。

このような中、2022年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」)が改正され、県、市町村に対して特定外来生物に関する責務規定が新設されました。

また、2025年3月に環境省から公表された「外来種被害防止行動計画 第2版」において、地方公共団体に求められる役割として「侵略的外来種による地域内の生態系等への被害の防止に向けた総合的な方針・計画の作成、対策の優先順位付け等を行う」ことが示されました。

特定外来生物とは？

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物です。なお、同法で規定する外来生物とは、海外から国内に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指します。

アライグマやフイリマンガースなどが特定外来生物に指定されています。



(アライグマ)



(フイリマンガース)

環境省提供

県内への外来種の侵入状況（2025年3月現在）

生物群	合計(種)
哺乳類	18
鳥類	10
爬虫類	14
両生類	5
汽水・淡水産魚類	45
海産魚類	1
昆虫類	60
その他節足動物	6
陸産貝類・淡水汽水産貝類	30
その他無脊椎動物	3
維管束植物	661
合計	853

現在、鹿児島県外来種リストに掲載されているのは、853種です。そのうち、県内では特定外来生物が29種確認されています。

2016年に鹿児島県外来種リストを作成した際は、655種を掲載していましたが、直近で2025年に見直しを行った結果、外来種リスト掲載種が853種となりました。

また、県内への侵入が確認された特定外来生物は、2023～2024年度の調査で29種確認され、2016年の外来種リスト作成時に掲載した19種より増加しました。例えば、2023年には特定外来生物のアルゼンチンアリが志布志市で、同じく特定外来生物のシロアゴガエルが徳之島で初めて確認されるなど、近年も外来種の県内への新たな侵入が確認されています。

特定外来生物の対策の優先度の考え方

- 侵入状況が「侵入初期」又は「未定着」の特定外来生物の対策の優先度が高いと判定しています。
- 定着している特定外来生物への対策の実施に当たっては、「保護上重要な地域・種への影響」や「人の健康又は農林水産業への影響」等を考慮することとしています。

本県に侵入が確認されている特定外来生物と対策の優先度

生物群	種類（和名）	侵入状況	優先度
哺乳類	フイリマンガース	未定着	●
	アライグマ	未定着	●
鳥類	ソウシチョウ	定着	
	ガビチョウ	定着	
爬虫類	アカミミガメ (ミシシッピアカミミガメ)	定着	
	カミツキガメ	未定着	●
両生類	ウシガエル	定着	
	シロアゴガエル	侵入初期～定着	●
汽水・淡水産魚類	チャネルキャットフィッシュ	未定着	●
	カダヤシ	定着	
	ブルーギル	定着	
	オオクチバス	定着	
昆虫類	アカカミアリ	未定着	●
	アルゼンチンアリ	侵入初期	●
	ハヤトゲフシアリ	未定着	●
その他節足動物	セアカゴケグモ	定着	
	ハイイロゴケグモ	定着	
	アメリカザリガニ	定着	
その他無脊椎動物	ニューギニアヤリガタリクウズムシ	定着	
維管束植物	ボタンウキクサ	定着	
	オオカワヂシャ	侵入初期～定着	●
	オオフサモ	定着	
	アレチウリ	侵入初期～定着	●
	ウスゲオオバナミズキンバイ	定着	
	ナガエツルノゲイトウ	侵入初期	●
	オオキンケイギク	定着	
	ミズヒマワリ	侵入初期	●
	ツルヒヨドリ	侵入初期～定着	●
	ナルトサワギク	定着	

●：対策の優先度が高い種

外来種対策の基本的な考え方

1. 外来種に対する正しい認識を持つ
2. 予防的観点を重視する—外来種被害予防三原則—
3. 防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する
4. 国内・県内由来の外来種の対策を強化する
5. 科学的知見を集積する

外来種対策に係る具体的な取組

特定外来生物の防除の推進

- 対策の優先度に基づき国の交付金等も活用しながら特定外来生物の防除を推進しています。



指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例

- 本条例に基づき指定外来動植物を指定し、その放出や飼養等を規制しています。
- アフリカツメガエルやグリーンソードテール、アメリカハマグルマなど計30種（2025年8月現在）が指定外来動植物に指定されています。

鹿児島県外来種リスト

- 県内の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらし、あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し、外来種対策の基礎資料とすることを目的に作成・公表しています。

鹿児島県外来種リスト掲載種			
法令に基づく規制 (×:原則禁止)	特定外来生物	指定外来動植物	左記以外の外来種
飼育・栽培	×		法令に基づく規制なし
運搬 (生きたまま移動)	×	逸走・逸出しないよう適切な施設に収容	
保管	×		
放出、植栽、は種	×	×	法令に基づく規制なし
輸入	×		法令に基づく規制なし
譲渡	×		

鹿児島県侵略的外来種番付表、鹿児島県外来種カルテ

- 外来種リスト掲載種のうち、特に普及啓発を図る必要のある種について、鹿児島県侵略的外来種番付表や鹿児島県外来種カルテにとりまとめ、公表しています。

外来種移動博物館

- 特定外来生物や指定外来動植物等の種類や取り扱い等について紹介することで、県民に外来種の問題を身近に感じてもらう企画展を開催しています。



外来種防除マニュアル

- 多様な主体が防除に取り組めるよう指定外来動植物を中心に、その防除方法や外来種被害予防三原則を周知することを目的に作成・公表しています。

推進体制

特定外来生物等の対策について、国、県、市町村、事業者及び県民等で連携・協力を図り取り組むこととしています。

○巻頭特集

奄美大島におけるフイリマンガースの根絶の宣言

2024年9月3日、環境省から奄美大島におけるフイリマンガース（以下、「マンガース」）の根絶が宣言されました。長期間定着していたマンガースの繁殖個体群を計画的な防除により根絶に成功した事例としては、世界初の成果です。

マンガースとは

中東や中国南部、南アジアに自然分布しています。生まれた翌年の繁殖期（奄美大島では主に3~9月）には妊娠し、年1回程度、2~7頭程度を出産します。昆虫類から両生類、小型哺乳類など様々な生物を捕食します。アマミノクロウサギやケナガネズミといった希少な奄美大島の在来種にも大きな影響を与えました。

マンガースは、1979年頃奄美大島に放たれたと言われています。マンガースの分布拡大に伴い、農畜産物被害や在来種の捕食といった生態系への被害がみられるようになりました。



環境省提供

これまでの取組

奄美大島では、1993年、市町村による有害鳥獣捕獲が開始されました。また、1996年から4年間、環境庁（現在の環境省）及び鹿児島県により生息調査や捕獲手法の検討等が行われました。その後、環境省において、2000年にマンガース駆除事業が開始され、2005年には「奄美マンガースバスターズ」の結成や防除実施計画が策定されるなど、防除体制が強化されました。この奄美マンガースバスターズを中心として、わな（3万個以上）や自動撮影カメラ（300台以上）の設置・管理やマンガース探索犬の導入、殺鼠剤を利用した対策、わなの改良など、あらゆる手法を駆使した防除が進められました。

こうした取組の結果、マンガースは2018年4月に最後の1頭が捕獲されて以降、明らかな生息情報が確認されなかったことから、2024年に根絶が宣言されました。また、アマミノクロウサギなどの希少な在来種について、生息状況の改善が確認されるようになりました。

根絶に至るまで、四半世紀以上の月日と、35億円以上の経費を要し、23,231頭以上のマンガースの命が失われました。持ち込まれた外来種に罪はなく、持ち込んだ人間の行為が全ての原因です。二度とこのようなことがないよう外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を遵守する必要があります。

1979年	マンガースが奄美大島に放される
93年	有害鳥獣捕獲開始（市町村）
96年	生息調査・駆除モデル事業開始（環境庁・鹿児島県） 有害鳥獣捕獲補助開始（鹿児島県）
2000年	駆除事業開始（環境庁）
05年	奄美マンガースバスターズ結成 防除実施計画策定
07年	探索犬導入
13年	第2期防除実施計画見直し
24年	根絶の宣言

※環境省パンフレット「世界でたったひとつの奄美を守る」を基に作成

